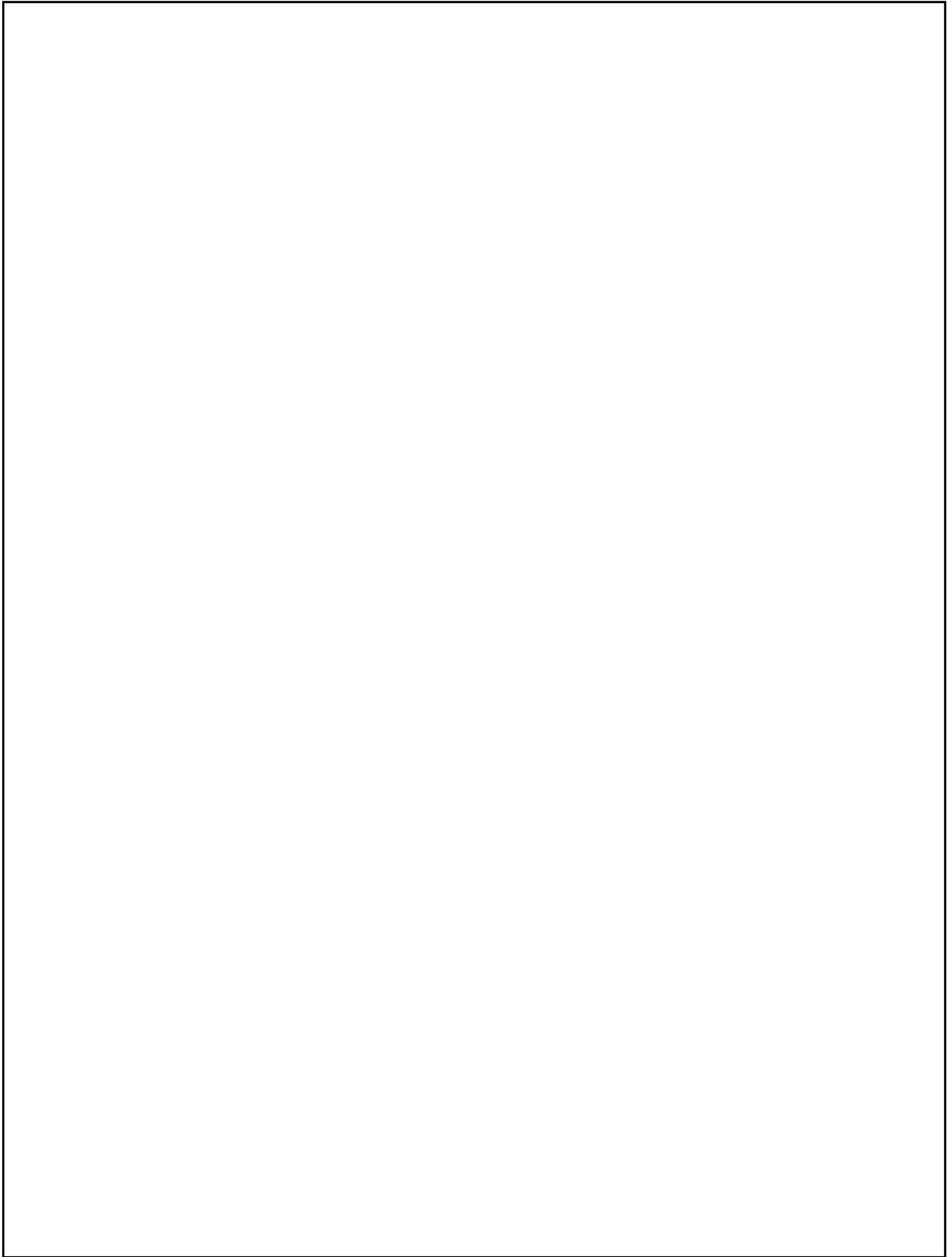


様式第 1 号

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	市場施設の使用の許可		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第 5 9 条第 2 項	
基準法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第 5 9 条第 2 項	
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	2 1 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>大津市公設地方卸売市場条例第 5 9 条第 2 項に規定する市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために特に必要があると認める次に掲げる場合に該当することを基準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市場関係団体等が、設備の設置又は事務所の設置のために市場施設を使用する場合 (2) 市場機能の充実を図り、又は市場入場業者その他の市場利用者に便益を提供するため、市場入場業者以外の者に市場施設を使用させる場合 (3) 市民や近隣の大学等の実施する行事への協力のために市場施設を使用させる場合 <p>参 考</p> <p>[根拠法令] (市場施設の使用の指定等)</p> <p>第59条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設(別表第1に掲げる施設をいう。以下同じ。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。</p> <p>2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 前項の許可を受けた者は、その許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を現金で本市に預託しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 前項の保証金の額は、その使用の許可に係る第65条第1項の市場施設使用料(特定駐車場の使用料を除く。)月額6倍の範囲内で規則で定める。</p> <p>5 第9条、第10条第1項及び第11条の規定は、第2項の許可を受けた者の預託した保証金について準用する。</p>			



※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。